



大飯原発運転差し止め裁判勝利！

福井の原告・弁護団を迎えて 5・26緊急集会報告

～「司法は生きていた！」福井地裁判決の感激をこれからの力に～

福井地裁判決が出された5月21日から5日しか経っていないこの日、福井から原告・弁護団が来て下さるということで、まだ興奮冷めやらぬ人々約90名でエル・おおさかの部屋はいっぱいになりました。

先の5月9日、私たちが闘った大阪高裁の仮処分裁判の決定が出た際は、早速12日に福井の弁護団はコメントを発表されました。コメントでは、「大阪高裁が保全の権利（差し止めの権利）を否定できなかった背景に、大阪の原告団・弁護団の粘り強い努力があった」「大阪の皆さんに、改めて最大限の敬意を表したい」と述べられていました。そのことも、お会いする前から連帯感を強く感じる所以でしょう。

集まった皆さんの表情や雰囲気はとても明るいのが印象的で、喜びと熱気にあふれ、そしてこれからの活動に向けて皆が一つになったと感じました。

まず、主催の大阪裁判原告共同代表アイリーン・美緒子・スミスさんは、「司法は生きていた！」と喜び、そして、この素晴らしい判決要旨をポップで素敵な文字や装丁にして、デートの時も、旅行の時もとにかくいつでも持ち歩き、「すてきな内容の本だよ」とおすすめして広げていこうと呼びかけ、私たちの気分も高まりました。

そして、原告お二人の話はとてもリアルで、引き込まれました。



裁判で最初に意見陳述をされた原告の今大地さんは敦賀市議会議員。ご自身も「大学に進めたのは原発のおかげ」で、敦賀市内で商売をする以上「見ざる、言わざる、聞かざる」でいなければ暮らせない環境だったと話されました。反原発を口にし、選挙で票を減らすこととなったそうですが、半世紀にわたる原発のある暮らしで失ってしまった「考える力」「思ったことを口に出せる自由」を住民が取り戻すために原告として闘い続けるという今大地さんの話を、

関西に住む私たちがどこまでリアルに受け止められるかが大事だと思いました。

原告団事務局の小野寺さんは、決して特別ではなく、どこにでもいる「原発は嫌だ」と思っている主婦が21日を境に取材攻勢を受けることとなった戸惑いを語って下さいました。

判決当日の法廷には、関電側の弁護士は一人も来ず、翌日の関電本社での申し入れでも誠意が感じられない対応だったそうで、その姿勢にはほとんど呆れてしまいます。

さて、判決文を読む裁判官は、表情も変えずに淡々としていたとのこと、高い志と強い意志を秘めておられると思うと、より感動を覚えます。法廷内でこの判決を聞きながら肩を震わせる人、ゾウの遠吠えのように「ウォーン」と泣き続ける人の様子など、皆の感激が伝わってきました。そして、2回ほど抑えきれない拍手や歓声が上がったそうです。

「大飯発電所3号機及び4号機の原子炉を運転してはならない」を耳にしたときの気持ちをいっしょに味わった気がしました。小野寺さんが判決文を印刷しに行くときあまりの興奮に、歩いてすぐ隣の建物に行けばいいものを車に乗って出てしまったというくだりは喜劇のようでしたが、

「ああ、でもきっとそうだろうな。大阪地裁前では、どんなことが起きるだろう」と思いながら聞きました。

しかし、福井では喜びに打ち震える方々がいる一方で、判決をあからさまに非難する人たちが多いため事実で、原発立地市で活動することの大変さを感じました。暮らしの根元に原発があることで住民の皆さんは賛成、反対に関わらず苦悩する日々を過ごしてこられたと思います。

お二人の原告は、前向きに元気に、自分の言葉でお話し下さって、会場の皆さんの心に響いたと思います。

次に、安部剛弁護士が、判決内容とその意義を話されました。判決が示した画期的な判断の枠組みとして、福島原発事故のような大事故の具体的危険が万が一にもあるのかが判断対象であること、その判断を下すことが司法の役割であると説明されました。そして原発の危険な特性について明確に述べ、関電の基準地震動の評価と対策が「あまりにも楽観論であり」、人々の生命を第一にしたものではないと判決が厳しく批判していること等を話されました。改めて素晴らしい内容の判決が出たことを実感しました。

関電が控訴したため、これからまた高裁で裁判が始まります。その展望についての質問に対し、安部弁護士は「始まらないとわからないが、『経済より人格権』との判決を覆すということは『人格権より経済』と言うことになるため、なかなか難しいだろう。そこが強み。」と力強く話されました。

私たちも、そこをしっかりと注目して活動していくことが大事だと思いました。

最後に大阪裁判の原告から、行訴に関する取り組みや、汚染水問題、破碎帯問題、避難計画に関する取り組みなどを紹介しました。世間では、あたかも、解決したかのようには思われていますが、より深刻化する汚染水問題は話を聞くたびに背筋が寒くなります。F-6 破碎帯が活断層ではないという関電や国の見解について、福井地裁の判決が、関電の「調査能力の欠如や調査の杜撰さを示すものである」と厳しく批判していることが紹介され、今後の国相手の裁判で活かしていきたいと報告がありました。

避難計画については最大の受け入れ先となっている兵庫県の各市を中心に精力的に申し入れ活動が行われています。基本的にマッチングだけで、要支援者の避難計画はどこも出来ておらず、汚染検査や除染の省略、高すぎる検査基準の問題に自治体が目を向け始めていること、高い被ばく予測が出ている兵庫県内では「受け入れ」ではなく、避難が問題になってくること等々が紹介されました。申し入れの活動を通じて、ネットワークの広がりや強固なつながりが生まれ、さらに活動をいきいきとさせています。

さあ、ここからがわたしたち市民の頑張りどころです。

この判決とともに守らなければいけないものがあります。これから原子カムラからの相当な圧力が地元福井や全国にかけられると思います。それに裁判所が屈することがないよう、市民の活動を強める必要があります。

まずは自分の足元から、大飯原発の行政訴訟を全力で取り組みましょう。

閉会を惜しみながら最後に、司会は、「福井地裁判決後、初の法廷ですので多くの人が注目しており、平日とはいえ傍聴者が少ないようでは『福井地裁の原告勝訴は影響なし』と思われる。国も裁判長も傍聴席を気にしています。まずは6月4日法廷の傍聴席を一杯にすることが、福井の判決を守る第一歩で、とても大事です。」と熱く訴えました。